

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



目次

福島県選挙管理委員会

- 参議院福島県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を定めた件
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五十二号

令和七年七月二十日執行の参議院福島県選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条第一項第二号の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和七年七月三日

福島県選挙管理委員会

委員長 成田良洋

制限額 四三、四六九、八〇〇円

福島県選挙管理委員会告示第五十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た

数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和七年七月二日現在において、次のとおりである。

令和七年七月三日

福島県選挙管理委員会

委員長 成田良洋

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三〇、四一六
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二九〇、〇九四
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	選挙区	
福島市	田村市田村郡	一六、七五九
会津若松市	南相馬市相馬郡飯館村	一七、七八一
郡山市	伊達市伊達郡	二五、二〇六
いわき市	本宮市安達郡	一〇、七四九
白河市西白河郡	南会津郡	六、六〇二
須賀川市岩瀬郡	河沼郡	五、七六七
喜多方市耶麻郡	大沼郡	六、五七九

二本松市		相馬市相馬郡新地町
一四、四八五		一一、三〇二
双葉郡	石川郡	東白川郡
一六、二五四	一〇、一八一	八、一七六